

第15回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年2月24日(水) 午後4時から4時50分

2 開催場所 出雲崎町役場 2階会議室

3 出席委員(8人)

会長	2番	内藤 仁
会長職務代理者	4番	山田久男
委員	1番	遠藤文男
	3番	安達義男
	5番	森山一郎
	6番	加藤修三
	7番	佐藤敏夫
	8番	南波博直

4 欠席委員

欠席者なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 田口 誠

主事 山崎 健太

7 会議の概要

事務局 ただいまから第15回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は全員出席です。総会は成立しておりますので、総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委

員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 それでは、3番 安達委員、4番 山田委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の山崎主事を指名いたします。

議長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

【出席した内容について口頭で報告】

- ・ 2月 8日
市町村農業委員会役員等研修会
- ・ 2月19日
地域別農業委員会会長・事務局長会議

以上で、諸般の報告を終わらせていただきます。

議長 それでは、議事に入ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。

事務局 それでは、報告第1号について説明いたします。議案書1ページからご覧ください。3件の通知がございました。

【議案書にもとづいて通知内容を説明】

番号1については、昨年の農地パトロールでも確認していただいた場所で、現在、自己保全管理の転作田として借受人が利用しております。今後は、環境保全事業団エコパークいずもざきが、この土地を借りて使用し、廃棄物処理場第3期拡張工事に伴う工事ヤードとして一時転用することと、一時転用の許可申請がある予定となっております。一時転用後は、原状回復が義務づけられており、およそ3年後の第3期拡張工事終了後、農地として原状回復をいたします。ですが、環境保全事業団と地元集落との間である地元貢献策として、この土地と隣の所有者の土地を使用し、下流にある田への用水地としてのため池を環境保全事業団が整備することとなっていることから、環境保全事業団から再び拡張工事終了後に土地を買収し、転用を実施するための転用許可申請がある予定となっております。

番号2及び3につきましては、耕作者が昨年亡くなり、遺族では今後耕作ができないとのことで、まだ契約期間が残っておりましたが、所有者との合意のもと解約となりました。この農地につきましては、この後の議案第2号に上程されますが、亡くなられた耕作者と同集落内の耕作者が新たに所有者と契約し

耕作をするとのことですので。

説明は以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事務局 それでは、説明いたします。議案書6ページをご覧ください。1件の申請がございました。

【議案書に基づいて、許可申請内容を説明】

農業者年金受給の関係による使用貸借権の再設定でございます。

説明は、以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号について原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第2号について説明いたします。議案書12ページをご覧ください。出雲崎町長より11件の農用地利用集積計画の決定を求められています。

【議案書にもとづいて農用地利用集積計画を説明】

以上、利用権の新規設定が7件22,013.27㎡ 再設定が4件7,045㎡です。

計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

また、新規設定の7件につきまして、先ほどの合意解約での報告にありましたうちの新しい結びつきが2件と残り5件は、契約期間満了による新しい耕作者への結びつきであり、既に離農されていることから譲渡人に対しては機構集積協力金の経営転換協力金の対象となりません。

説明は以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号について原案のとおり決定いたします。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第15回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

平成28年3月28日

議 長 (印)

議事録署名委員
3 番 (印)

議事録署名委員
4 番 (印)